

連合自治会 会計規定

第1条 この規定は、会計事務に関する細則を定めるものである。

第2条 1. 会には次の簿冊を備えていなければならない。

(1) 現金出納帳 (2) 証拠書類綴り

2. 前項の簿冊の保存期間は5年とする。

第3条 会の現金は必要最小限の物を除き、確実な金融機関に預けなければならない。

注、現在の荏田西連合自治会口座：

横浜銀行市が尾支店：普通、口座番号1483309、名義 荏田西連合自治会

第4条 会の金銭の支出権限は次の区分による。

(1) 委員会の決定を要するもの

一件 50,000円以上

(2) 各委員、各部の判断によるもの

一件 50,000円未満

第5条 経費の支払いには、別に定める「支払い依頼書」を用い、会計に提出する。

支払い依頼書には原則として領収書を添付する。

会計は、前条の依頼書を受理した時は、その用途を確認し、支出すべき予算項目を決定の上、支出する。

第6条 自治会費等を現金で入金、あるいは銀行振込みをする際は、別に定める

「入金通知書」を会計に提出する。

第7条 会計は定期および臨時の会計監査を受けた時は、委員会および総会に報告する。

第8条 この規定は平成20年5月24日より施行する。

平成21年2月28日改定

平成21年6月27日改定

平成26年1月25日改定